

## 高齢者及び重度身体障害者リフト付きタクシー料金助成事業 注意事項

1. 乗車料金以外の料金には、助成券は使用できません。  
(例) 介助費用、タクシーのスロープ使用料、車いす等の福祉用具レンタル料等
2. 助成券の対象となるタクシーの車種は、リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン車のみです。  
一般乗用タクシーは対象となりません。
3. 身体状況が改善し、歩行が出来るようになった場合は、この助成券を使用することができません。  
助成券を保健福祉課 地域共生室へ返却してください。
4. 有効期限を過ぎた場合や本人が利用券を使用する資格がなくなった場合は、助成券を保健福祉課  
地域共生室へ返却してください。  
また返却後、同年度において、再申請があった場合は、再申請した月で換算した枚数または初回申請  
時の残枚数のいずれか少ない方の枚数での交付となります。
5. 玉城町高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成券等との併用はできません。
6. 他人への譲渡はできません。
7. 不正な使用があった場合は、助成額の返還を求めることがあります。
8. 2回以上の乗車料金を合算して利用することはできません。  
※往復利用の場合で、帰りに再度迎えに来てもらう場合は、行きと帰りそれぞれが1回の乗車に  
なりますので、往復の乗車料金を合算しての助成券の使用はできません。

助成券は、乗車年月日等を必ず記入をしてから、乗務員に渡してください。

1回の乗車料金が、1,000円以上の場合の端数には使用できません